

首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会 規約（案）

平成 30 年 12 月 25 日

（名称）

第 1 条 本会は、「首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会」（以下、「検討会」という。）という。

（目的）

第 2 条 検討会は、首都高都心環状線における大型車交通の環状機能確保に向けて、関連施設への影響を考慮し、東京高速道路（KK線）の構造強化、別線による機能確保の両面で検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第 3 条 首都高都心環状線の大型車交通の環状機能確保に向けた対策案の検討に関すること。
2 その他、上記に関すること。

（構成）

第 4 条 検討会は別紙に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第 5 条 検討会に座長を置く。
2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
3 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

（開催）

第 6 条 検討会は、座長が招集する。
2 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
3 本検討会は、原則非公開とする。なお、本会の議を経て公開することができるものとする。

（書面による議事）

第 7 条 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

（事務局）

第 8 条 検討会の事務局は、国土交通省道路局、東京都都市整備局及び首都高速道路（株）が行う。

（雑則）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則 この規約は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。

首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会 メンバー

| | |
|--|----------------------|
| ◎ ^{いけだ} 池田 ^{とよひと} 豊人 | 国土交通省道路局長 |
| ^{あおき} 青木 ^{よしゆき} 由行 | 国土交通省都市局長 |
| ^{いしだ} 石田 ^{まさる} 優 | 国土交通省住宅局長 |
| ^{さとう} 佐藤 ^{のぶお} 伸朗 | 東京都都市整備局長 |
| ^{よしだ} 吉田 ^{うずみ} 不曇 | 中央区副区長 |
| ^{おおしま} 大島 ^{けんじ} 健志 | 首都高速道路(株)代表取締役専務執行役員 |
| ^{かとう} 加藤 ^{ひろし} 浩 | 東京高速道路(株)常務取締役 |

◎：座長
(敬称略)